

(仮称) 文京区男女平等参画基本条例に関する意見書

平成 25 年 1 月 15 日
文京区男女平等参画推進会議

I はじめに

わが国は、昭和 60 年に国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、以後「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめ、様々な法整備がなされてきました。しかし未だに、政策決定過程への参画や賃金等の男女格差は世界に比べて大きく、国の第 3 次男女共同参画基本計画でも、実効性のある推進や多様な生き方を可能にする社会システムの実現など様々な課題が挙げられています。これらの課題の解消には国に加えて、身近な暮らしの場である地域社会での取組が不可欠です。

文京区では、平成 13 年に策定した「文京区男女平等参画推進計画」の中で、(仮称) 男女平等参画基本条例制定の検討を掲げました。それ以来、文京区男女平等参画推進会議では、区の特徴を考慮した文京区にふさわしい条例の制定を要望してきたところです。計画の平成 23 年度改定に際する基礎資料として実施された区民意識調査(平成 21 年 9 月)では、条例について「必要である」が 43.9%となり、「現状では必要性を感じない」18.2%、「必要ではない」2.8%を大きく上回ったことから、平成 23～27 年度の計画では、区政における男女平等参画に関する施策の位置づけを明確にする条例の制定について検討することが計画事業のひとつとなり、今回当会議に対して、条例を制定するに際して、名称を含めた盛り込むべき内容についての意見を求められました。

会議では、今まで文京区が積み上げてきた男女平等参画推進施策の成果をもとに、今後施策を進めていく上での支えとなる条例の制定を目指し、部会を設けて具体的な検討を行いました。検討を進める過程で、文京区が歴史的に教育や学びを尊重する風土を持ち、伝統を大切にする一方で、新たな知識を学び取り入れ発展させてきたこと、そのような高い区民の意識に支えられて、区は女性の力を活用する必要性を認め、婦人センター(現在の男女平等センター*)の女性団体連絡会による自主運営をいち早く実施するなど、先駆的な取り組みを行ってきたことを改めて確認しました。

一方、先述の区民意識調査では、男女平等観の設問に対して男性優遇との回答が 7 割を占め、特に社会通念や意思決定の場では未だに不平等感が存在していることから、今後も引き続き継続的な取り組みが必要です。

また、条例制定について「わからない」との回答が、「必要である」に次ぐ 32%であったことなどから、男女平等参画について、性別や年代を問わず、より多くの区民に関心を持っていただく必要があるとの思いを強くしました。

それらを踏まえ、今後さらに、区内に数多くある教育・研究機関といった資源を生かし、全ての人に関わる課題である男女平等の実現に向けて、あらゆる分野への平等な参画を進め、性別を問わず誰もが生き生きと暮らせる社会を、次世代に受け継いでいく必要があると再認識したところです。

その上で、条例の内容について活発な討議を行い、この意見書を作成しました。

文京区においては、条例制定に際して、意見書の趣旨を十分に生かし、さらに区民の方々の意見を反映させた上で、文京区にふさわしい条例を策定されるよう要望します。

*注)「文京区婦人センター」は、昭和 61 年開設。平成 3 年に「文京区女性センター」、平成 14 年に「文京区男女平等センター」に改称

Ⅱ 条例の名称

平成13年に「文京区男女平等参画推進計画」を策定した際に、男女共同参画社会基本法の「共同参画」は過程であり、目的である「平等」を目指して推進すべき、として計画名称が決定し、文京区男女共同参画推進会議を文京区男女平等参画推進会議に、女性センターを男女平等センターに改称した経緯があります。

日本国憲法にうたわれる法の下での平等を明確に表す「平等」を計画名に冠したのは、多くの教育・研究機関を擁する文京区の、理想に向かって進む精神の表れともいえ、理念を掲げる条例にもふさわしいと考えます。

また、年代を問わず多くの区民に関心を持っていただくため、「男女の平等な参画を推進する条例」というように、ひらがなを交えてわかりやすくしてはどうかとの議論もありましたが、理解を広めるための広報を確実に行っていくのであれば、10年に渡って定着してきた名称である「男女平等参画推進」を、あえて変更する必要はないとのことで合意を得ました。

文京区が、これからも引き続き男女平等参画社会を目指して、積極的に施策を推進するための条例として、次の名称を提案します。

「文京区男女平等参画推進条例」

Ⅲ 条例に盛り込むべき内容

前文

前文には、文京区で条例を制定するにあたっての、背景や趣旨、意義、また男女平等が全ての区民に関係することなどをわかりやすく表現するため、次の事項を盛り込むことを提案します。

- 日本国憲法には、基本的な人権と法の下での平等がうたわれており、私たちは性別に関わりなく個人として尊重され、平等な扱いを受ける権利があります。
- 文京区は、歴史と文化と緑に恵まれ、数多くの文化人が性別にかかわらず活躍してきた「文の京」であり、多くの教育機関、研究機関を擁して、自ら学び知り行動する区民を育て、先人の財産を継承発展させてきました。
- このような中で、区は早い段階から男女平等施策に取り組み、女子差別撤廃条約を基本とする国際的な情勢や、男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえながら、あらゆる分野への男女平等参画を着実に推進してきました。
- しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識や社会の慣習は存在しています。生き方、雇用形態、情報の多様化が進み、新たな課題が生じる中、男女が共にまちづくりの主役であると実感できる社会を実現するために、さらに継続的な取組が必要です。
- 今、時代の大きな変化に適応しつつ、互いに思いやり自分らしく暮らせるまちを次世代につなげさらに発展させていくために、すべての区民が性別に関わりなく、互いにその人権を尊重し、家庭でも社会でも喜びと責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる男女平等参画社会を目指して、この条例を制定します。

1 総則

(1) 目的

条例を制定する目的を明確にするために、次のとおり提案します。

この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とします。

(2) 定義

条例の中で使われる用語の意味や内容を明確にするため、必要に応じて定義規定を設けます。

○男女平等参画

男女が、性別に関わりなく、個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることにより、その個性と能力を発揮し、喜びも責任も分かち合うことをいいます。

○区民

区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

○事業者

営利または非営利にかかわらず、区内において事業活動を行うものをいいます。

○ドメスティック・バイオレンス

配偶者等親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力をいいます。

○セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。

(3) 基本理念

男女平等参画を推進するために、目指すべき姿を明確に示す必要があります。次に掲げる事項を基本理念として盛り込むことを提案します。

○人権の尊重と暴力の根絶

男女が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を受けないこと。

○固定的役割分担意識の解消

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

○あらゆる分野への平等参画

性別にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

○教育・学習の場での男女平等教育・学習の推進

学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取り組みが行われること。

○家庭生活と社会活動の両立

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任を分かち合うとともに、家庭生活と職場、地域における活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

○健康、妊娠・出産に関わる権利

男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営めること。

○世界と国内の取組の理解

男女平等参画の推進は、国際社会及び国内の取り組みを理解して行うこと。

(4) 各主体の責務

男女平等参画を推進するためには、家庭、地域、職場などあらゆる場において、区、区民、事業者など、個人や団体が営利・非営利を問わず、それぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ協働して取り組む必要があるため、次に掲げる事項を責務として盛り込むことを提案します。

○区の責務

- ・区は、基本理念に基づき、男女平等参画を推進する施策を策定し、総合的・計画的に実施します。
- ・区は、男女平等参画を推進するに当たり、必要な体制の整備及び区の職員に対する意識啓発並びに財政上の措置を講じます。
- ・区は、男女平等参画を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体、その他関係機関等と連携し、協力します。

○区民の責務

- ・区民は、男女平等参画について理解を深め、あらゆる分野の活動において男女平等参画を推進するよう努めます。
- ・区民は、区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めます。

○事業者の責務

- ・事業者は、男女平等参画について理解を深め、その事業活動において男女平等参画を推進し、男女が家庭生活と職場、地域における活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めます。
- ・事業者は、区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めます。

(5) 禁止事項

性別による差別的な扱いや、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等性別に起因する人権侵害は、男女平等参画の推進を妨げるものであり、あらゆる場において禁止する規定を、次のように盛り込むことを提案します。

何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取り扱いドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他性別に起因する人権侵害を行ってはならないこととします。

(6) 情報の公表への配慮

区の広報をはじめ、マスコミ等公の場で表示される情報の影響力の大きさから、男女平等参画を妨げる表現に対して配慮する規定を、次のように盛り込むことを提案します。

何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別による人権侵害又は固定的な役割分担を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮することとします。

2 基本的施策

区が男女平等参画を推進するために行うべき施策として、次に掲げる事項を盛り込むことを提案します。

(1) 計画の策定

- 区は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定します。
- 区は、推進計画の策定または変更に当たっては、あらかじめ文京区男女平等参画推進会議の意見を聴くこととします。
- 区は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表します。

(2) 年次報告

区は、毎年、推進計画に基づく男女平等参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表します。

(3) 教育及び意識啓発

区は、男女平等参画の推進について、学校教育、生涯学習をはじめとするあらゆる教育及び意識啓発を通じて、区民及び事業者の理解を深めるよう努めます。

(4) 調査研究

区は、男女平等参画の推進に関し、必要な調査研究、情報収集並びに提供に努めます。

(5) 家庭生活と社会活動の両立

区は、区民が性別を問わず、家庭生活と仕事、地域活動等について、やりがいや充実感を感じながらその活動の責任を分かち合うとともに、多様な生き方が選択・実現できるよう努めます。

(6) 意思決定過程への参画

区は、男女平等参画を促進するため、区長の附属機関等の委員の男女構成について、推進計画に目標値を定め、男女が施策の立案及び決定の過程に参画する機会の均衡を図ることとします。

(7) 拠点施設

区は、文京区男女平等センターを拠点施設として、男女平等参画の推進に関する施策を実施し、区民等の男女平等参画の推進に関する活動を支援します。

3 苦情の申出等への対応

男女平等参画を推進するために、区の施策を対象とした苦情申出を処理するシステムと性別による人権侵害の相談への対応が必要です。その際、公平性、プライバシーの保護、専門性の確保に充分配慮した上で、区の施策に係る重要な事項には第三者の意見を取り入れる仕組みを整えることについて、次のように提案します。

- 区は、区が実施する男女平等参画の推進に関する施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての区民及び事業者からの苦情の申出に対しては、関係機関等と連携を図り、公平性とプライバシーの保護及び専門性の確保に充分配慮して対応します。
- 区は、施策に係る重要な申出の処理については、文京区男女平等参画推進会議の意見を求めます。
- 区は、性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の区民及び事業者からの相談に対しては、関係機関等と連携を図り、公平性とプライバシーの保護及び専門性の確保に充分配慮して対応します。

4 男女平等参画推進会議

区の男女平等参画を推進するため、現在は要綱により設置されている文京区男女平等参画推進会議を、区長の附属機関として位置づけることを提案します。なお、男女平等参画推進会議に苦情申出対応機能を設けるにあたっては、公平性とプライバシーの保護、専門性の確保について必要な仕組みの構築を求めます。

○設置

男女平等参画社会の実現を目指し、文京区男女平等参画推進計画に基づく施策を推進し、男女平等参画の一層の充実を図るため、文京区男女平等参画推進会議（以下「会議」という。）を設置します。

○所掌事項

会議は、以下の事項を所掌します。

- ・文京区における男女平等参画の総合的推進に関すること。
- ・文京区男女平等参画推進計画の策定、変更、推進状況に関すること。
- ・申出のあった苦情について、区長の求めに応じて意見を述べること。
- ・上記のほか、男女平等参画の推進に関し区長が必要があると認めた事項

○組織

- ・会議は、男女平等について学識経験を有する者、区民関係団体等の構成員、区民の中から区長が委嘱する委員13人以内をもって構成します。
- ・区長は、委員の委嘱に当たっては、委員の男女構成が一方の性に偏らないように努めることとします。
- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

IV 検討の経過

推進会議

回数	開催月日	内 容
1	平成24年6月11日	推進会議（24・25年度）の運営について
2	平成24年8月22日	条例の検討について（内容、経緯等）
3	平成24年10月16日	条例に盛り込む内容について 部会委員選出
4	平成24年12月11日	意見書案について
5	平成25年1月15日	意見書決定

部会

回数	開催月日	内 容
1	平成24年10月29日	意見書の内容と論点整理
2	平成24年11月19日	意見書の内容と論点整理